

マイナンバーカード未取得・未申請の方へ

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

マイナンバーカードは、マイナンバーの証明や本人確認書類として使えるほか、搭載された電子証明書を利用して、オンライン上から確定申告をしたり健康保険証として利用するなど様々な使いみちがあります。

【申請書をすでに持っている方】

平成27年度に簡易書留で郵送された「通知カード」についていた申請書をお持ちの場合は、その申請書を用いてスマートフォン、パソコン、証明写真機、郵送いずれかの方法で申請してください（スマートフォン、パソコン、証明写真機では、申請書の二次元バーコードが使えます）。

詳細はこちら→ <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



【申請書を持っていない方】

町民福祉課に来庁していただき、本人確認書類を提示して、申請書の再発行を受けてください（住民登録上同じ世帯の方の申請書も同時に再発行出来ます）。

詳細はこちら→ <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-yubin/>

※ご自身のマイナンバーが分かる場合は、申請書の再発行の代わりに、マイナンバーホームページから白紙の申請書等を印刷して、必要事項を記入、顔写真を貼り郵送することもできます。



【マイナンバーカードの受取りについて】

申請に問題がない場合、およそ1か月後に、受取手続きのご案内の封筒が郵送されます。案内に記載された必要な持ち物などを確認の上、ご本人が受取りにお越しください。15歳未満の方は、親権者の方と一緒にお願いします。

マイナンバーカードを使って自宅からスマートフォンで確定申告！

問合せ 本庄税務署 ☎0495-22-2111(代表)

確定申告は、マイナンバーカードを利用したご自宅からのe-Tax・スマートフォン申告が便利です。

マイナンバーカードとスマートフォン(マイナンバーカード読取対応機能)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

●動画で見る確定申告



動画で見る確定申告

●確定申告書等作成コーナー



確定申告

●マイナポータル連携



マイナポータル

【メリットいっぱい！マイナンバーカード方式】

- 自宅から24時間いつでも申告できます！
- 画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます！
- 過去の申告データを利用して自動入力できます。
- 還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。
- 相談はチャットボットや電話でもできます！
- スマートフォンのカメラで源泉徴収票が自動入力されます！
- スマートフォン申告は、専用画面を用意しています。
- マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます！

こんにちは 子育て相談窓口です

問合せ 子育て相談窓口 ☎0495-74-0205 FAX0495-77-2117

子どもの視力の発達

子どもの視力は、下の絵のように6歳頃までの間に急速に発達します。しかし、強い遠視や乱視などがある場合、視力の発達がとまってしまい、眼鏡をかけてもすぐにはよく見えるようにならない「弱視」になることがあります。弱視の子どもは50人に1人とされています（日本眼科医会資料より）。



【年齢ごとの視力の発達の様子】

生後1か月 明暗がわかる	1歳(約0.2) 2歳(約0.4)	3歳～5歳 (約半数が1.0)	6歳～8歳 (1.0～1.2)
-----------------	----------------------	--------------------	--------------------



視力の発達は6～8歳頃まで続きます。この時期に視力の発達が止まってしまった場合、8歳頃を過ぎるとその治療が困難になるといわれていますので、早期発見・早期治療が大切です。

町の3歳児健診では屈折・眼位検査を導入しています

町では、3歳児健康診査で視力検査を実施しています。自宅でのランドルト環（輪の切れ目を見てもらう）検査と健診当日に行う屈折・眼位検査です。屈折・眼位検査は、専用の検査機器をお子さんにしてもらい弱視の原因となる遠視や乱視などを判定できます。



令和2年度より導入の屈折・眼位検査機器

遠視や乱視などの屈折異常は、日常生活で気づかれにくいいため、屈折・眼位検査を受けることが重要です。検査の結果、要精密検査と判定され、医療機関で弱視と診断されたとしても、6～8歳頃までに眼鏡等の治療を受けることで、多くの場合は視力の正常な発達を促すことができます。

しかし、弱視が発見されずに8歳頃を過ぎてしまうと十分に視力が発達しにくいとされています。

健診で要精密検査と判定されたり、自宅や就園先でお子さんが必要以上に物に近づいて見るなど、気になることがありましたら早めに医療機関を受診してください。

